

長野県社会福祉事業団  
評議員等並びに委員の報酬  
及び費用弁償に関する規則

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

平成28年12月1日改正

## 長野県社会福祉事業団評議員等並びに委員の 報酬及び費用弁償に関する規則 (規則第6号)

〔沿革〕 42. 5. 1 制定 57. 2. 26 改正 58. 3. 30 改正 14. 3. 29 改正  
16. 3. 29 改正 17. 3. 29 改正 22. 4. 16 改正 28. 3. 29 改正  
28. 12. 1 改正

趣 旨)

**第1条** この規則は、社会福祉法人長野県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の評議員、役員並びに会計監査人（以下「評議員等」という。）と評議員選任・解任委員等（以下「委員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の額)

**第2条** 事業団の評議員等及び委員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

2 会計監査人に対する年額報酬の額は、毎会計年度始まる前に、監事の過半数の同意を得た上で、理事会において決議する。

なお、会計監査人が再任され、契約等に別段の変更がない場合は、理事会の決議は必要ないものとする。

(重複給与の調整)

**第3条** 長野県（以下「県」という。）の特別職に属する常勤職員及び県の一般職の職員及び事業団の職員が事業団の評議員等及び委員を兼ねている場合においては、その者には、事業団の評議員等及び委員としての報酬は支給しない。

(旅費の支給)

**第4条** 事業団の評議員等及び委員には、職務を行うために要する費用の弁償として、旅費を支給する。

2 旅費は、評議員等と委員がその担当する事務を行うための会議等に出席し、又は旅行したときに支給する。

(旅費の種類及び額)

**第5条** 旅費の種類は、鉄道費、船賃、航空費、車賃、宿泊料、食卓料、旅費雑費、移転料、着後手当、移転雑費及び扶養親族移転料とし、その額は、事業団旅費規

則を準用することとする。

(報酬等の支給方法)

**第6条** 報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2 その支給方法は、評議員等及び委員については、支給要件の発生の都度、現金により本人へ直接支給、または本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。会計監査人の報酬の支給時期及び方法は、会計監査人と当事業団との間で締結する契約に従うものとする。

附 則 (昭和 14 年 3 月 29 日)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 16 年 3 月 29 日)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条第 1 項関係)

区 分	報酬の額
理事長	月額 120,000 円 (月 6 日以上の出勤)
理事会及び評議員会	半日ごとに 5,000 円
監事の監査 (事業報告)	半日ごとに 5,000 円
監事の監査 (会計監査)	半日ごとに 15,000 円
その他委員会等	半日ごとに 5,000 円

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

役員等の報酬及び費用弁償に  
関する規則の理事長の別定め

○ 長野県社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規則第2条の定めについて

1 理事長の報酬は次のとおりとする。

- (1) 長野県退職職員については、長野県から示された報酬金額とする。
- (2) 上記以外の理事長の報酬については、経営委員会の意見を聞いて理事長が決定することとする。

① 出勤日 月8日以上とする。

② 報酬額 120,000円/月とする。

2 非常勤の役員等の報酬は、次のとおりとする。

区 分	報 酬 の 額
理事会及び評議員会	半日ごとに 5,000円
監査（事業報告）	半日ごとに 5,000円
監査（会計監査）	半日ごとに15,000円
その他	半日ごとに 5,000円

附 則

この定めは、平成22年4月16日から施行する。

附 則

この定めは、平成28年3月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。